

# 懲戒対象行為に関するガイドライン

2011年10月制定

このガイドラインは、懲戒規則第2条に定める懲戒の対象行為について、具体的に例示することを目的とする。以下に記述される行為は懲戒の対象行為となるが、必ずしもこれに限られるわけではない。

## 1. 競技会における不正行為（懲戒規則第2条第1項第1号）

### 1-1. 情報の不正な入手および提供、ならびにかかる情報の利用

- ① 競技会のボードまたはスコアの情報を意図的に入手して、自らその競技会に参加すること。または競技会に参加する他のプレイヤーに、そのボードまたはスコアの情報を提供すること。
- ② 競技会のボードまたはカードを不正に組み込むこと。
- ③ 意図的に対戦相手のカードをのぞき見ようとする事、または対戦相手がどの位置からカードをプレイするかを見ようとする事。

### 1-2. パートナー間での不正な情報交換

- ① ブリッジの規則が認める以外のあらかじめ取り決めた方法を使って、パートナー間で情報を交換すること。
- ② 禁止されているシステム、コンベンションおよびトリートメントを意図的に使用すること。
- ③ カードプレイの方法、声の抑揚および態度により、意図的にパートナーに情報を伝えたり、対戦相手を欺いたりすること。

（例：ディフェンダーまたはダミーが、パートナーのコールやプレイに対して、態度で不満を表す。）

### 1-3. 対戦相手を不正に欺く行為

- ① 相手を欺く意図をもって、パートナー間の了解事項の開示を偽ること、または意図的に怠ること。  
（例：パートナー間のコールについて、了解事項と異なる虚偽の説明を行う。）
- ② 相手を欺く意図をもって、コールやプレイのテンポを意図的に変えること。  
（例：シングルトンのスートをプレイする際に故意にヘジテートする。）

#### 1-4. スコアの改ざん

- ① 提出されたスコアを改ざんすること、または他のプレイヤーにスコアを改ざんさせること。
- ② 意図的に誤ったスコアを提出すること、またはスコアの誤りを知りながら期限内に報告しないこと。
- ③ その他、スコア、順位、またはマスターポイントの発行など、結果に影響する情報の改変。

### 2. 競技会における重大な規則違反及び著しく不適切な行為（懲戒規則第2条第1項第2号）

#### 2-1. 暴力行為および失礼な言動

- ① 他のプレイヤーに対する暴力行為。
- ② 競技会において、公然と不適切な言動を行うこと。  
(例：他のプレイヤーに対して、差別的発言や卑猥な言動を行う。)
- ③ パートナーまたは対戦相手など、他のプレイヤーに対する失礼な態度および行動。

#### 2-2. 主催団体またはディレクターへの意図的な不服従

- ① ディレクターの指示に意図的に従わないこと。  
(例：ディレクターの許可なく、喫煙のために競技の途中で退席する。)
- ② 他のプレイヤー、ディレクターおよび競技会関係者に対する脅迫、嫌がらせなどの迷惑行為。  
(例：ディレクターに対して叱責や非難を行い、競技会の進行を妨げる。)

#### 2-3. 不当な情報の利用その他プレイヤーに求められる倫理違反

- ① 不当に入手した情報を意図的に利用すること。  
(例：偶然知った他のテーブルの結果を故意に利用する。)
- ② 無意味または頻繁なサイキック。
- ③ あるボードについて、意図的に悪いスコアを取ろうとするコールまたはプレイ。

### 3. 連盟、公認クラブおよび他の会員・会友への虚偽の申告および意図的な妨害行為（懲戒規則第2条第1項第3号）

- ① 連盟および公認クラブの役職員に対する暴力行為、または脅迫、嫌がらせなどの迷惑行為。

② 連盟および公認クラブの役職員または機関に対して、故意に誤った情報を提供すること、または事実を歪曲して伝えること。

(例：連盟に対して、他のプレイヤーに関する虚偽の告発を行う。)

③ 連盟の財産を意図的に毀損または滅失させること。

④ 連盟に対して、内部的な解決手段をとることなしに訴訟を提起すること。

4. 連盟の名誉または信用を著しく傷つける犯罪および著しい非行  
(懲戒規則第2条第1項第4号)

以上